

令和元年10月11日
九州地方整備局
佐賀国道事務所

※10月18日12時以降解禁とします。

特殊車両の指導取締を行います

～貨物自動車の過積載防止運動と合同実施～

○道路構造の保全と交通の危険防止、また法令を周知・理解していただくことを目的に、警察と協力して、特殊車両の指導取締を下記のとおり実施し、また、10月は過積載防止運動月間であり、当日は佐賀運輸支局と協同し、過積載防止の啓発活動も行います。

指導取締内容

○場所：かんざきし かんざきまち あねがわ 神崎市 神埼町 姉川 1594-1 (国道34号 あねがわ 姉川 検量基地)

○日時：**令和元年10月18日(金) 10時～11時30分**
※雨天時は中止する場合があります。

○取締方法： 車両の長さ、幅、高さ、総重量を計測し特殊車両通行許可証の内容確認を実施。違反車両には、警告書等を発出します。

○実施機関： 佐賀国道事務所、佐賀県神埼警察署

※当日の取材について

取材を希望される場合は、事前に下記の問い合わせ先までご連絡ください。



【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所 管理第一課長 わたなべ ゆうじ 渡辺 勇司
TEL (0952) 32-1151 (代表) 内線431



【位置図】

実施場所
神埼市神埼町姉川
姉川検量基地

実施日時
10月18日(金)
10時～11時30分



【拡大図】